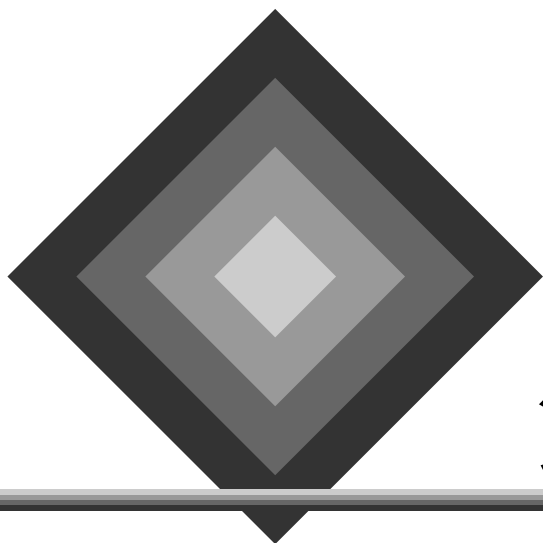




第 1 章

計画策定の 基本的な考え方

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

人口減少・少子高齢化の進行が深刻な我が国において、団塊世代が75歳以上となる2025年（令和7年）には、75歳以上の人口が全人口の約18%となり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には、65歳以上の人口が全人口の約35%となると推計されています。今後、後期高齢者人口の割合が上昇し、介護保険サービスの需要や給付費はますます増加が見込まれる一方で、生産年齢人口は急速に減少し、世代間の不均衡などから、様々な社会の変化が起きることが想定されます。

本市においても、総人口が減少する中、高齢化率は令和5年10月1日現在で33.6%となっており、2040年（令和22年）には、県平均を超え、40.2%まで上昇する見込みです。（10ページ参照）医療・介護ニーズの更なる増加を見据え、限られた社会資源の中でも質の高い医療・介護を効率的・効果的に提供できるよう、持続可能な介護保険サービスの提供基盤の整備が早急に必要です。

また、核家族化や地域のつながりの変容などにより、社会的孤立を始めとして、ひきこもりの方のように既存の制度の対象となりにくいケースや、障がいの子を抱えた高齢者など、複数の生活上の課題を抱える世帯のニーズが顕在化しています。高齢や障がい、子どもなど、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けて、高齢分野のみならず、分野横断的に対象世帯を支援する仕組みづくりが必要です。

この三条市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画は、「生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち」を目指す姿とし、その実現に向けて、これまで構築してきた「地域包括ケアシステム」を深化・推進しつつ、その提供基盤を将来にわたり堅持すべく、各種施策を着実に実施していくため策定したものです。

2 計画の性格・位置付け

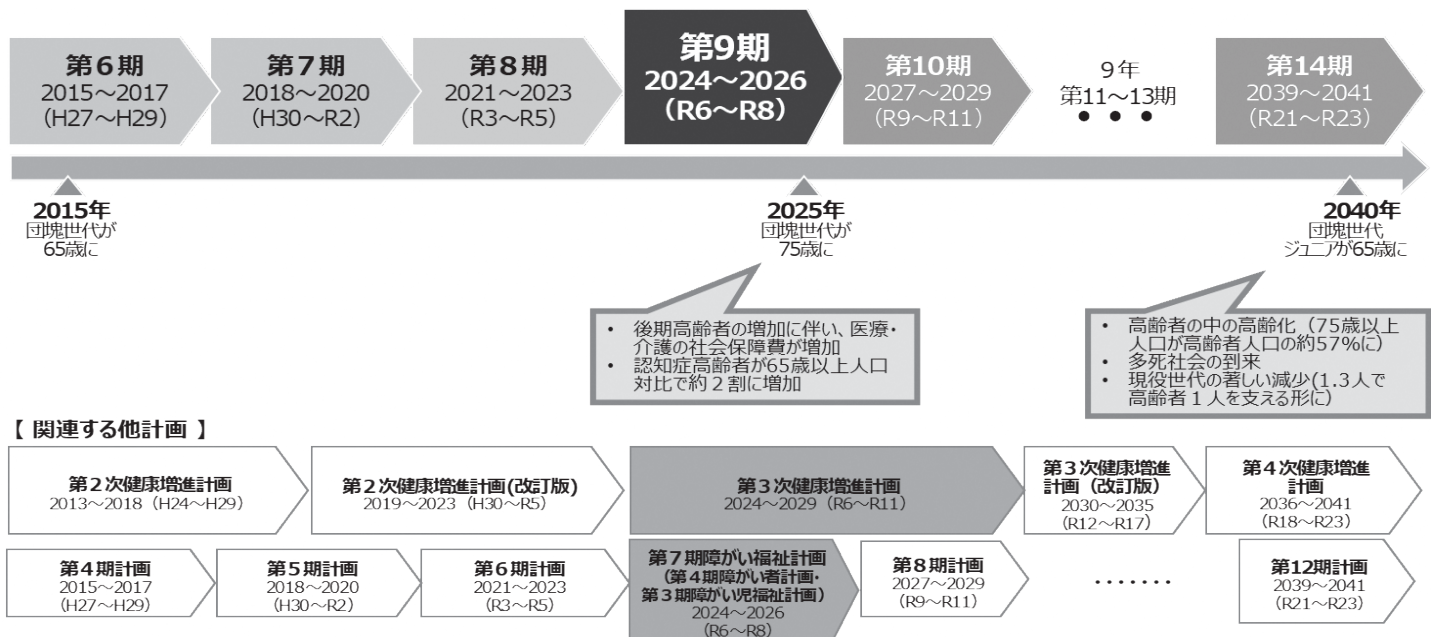
本計画は、急速に進む人口減少や新たな感染症の流行など、変化の激しい時代においてもしなやかで持続可能なまちを実現するために策定した「三条市総合計画」（計画期間：令和5年度～令和10年度）を上位計画とし、その基本理念等を踏まえ、高齢者福祉・介護保険事業の個別計画として策定しました。

また、本計画は老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画を一体の計画として策定し、関連する三条市第3次健康増進計画及び第7期三条市障がい福祉計画と整合性を図っています。

あわせて、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する、成年後見制度の利用促進に関する市町村計画を包含します。

3 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としています。



4 計画の推進体制等

(1) 策定体制

本計画は、被保険者、学識経験者、保健・医療又は福祉の関係者及び被用者保険等保険者を委員とする「三条市介護保険運営協議会」並びに学識経験者、医療介護事業の関係者、社会福祉事業の関係者及び地域の代表者等を委員とする「三条市包括ケア推進会議」での審議を踏まえて策定しました。

(2) 市民の意見反映

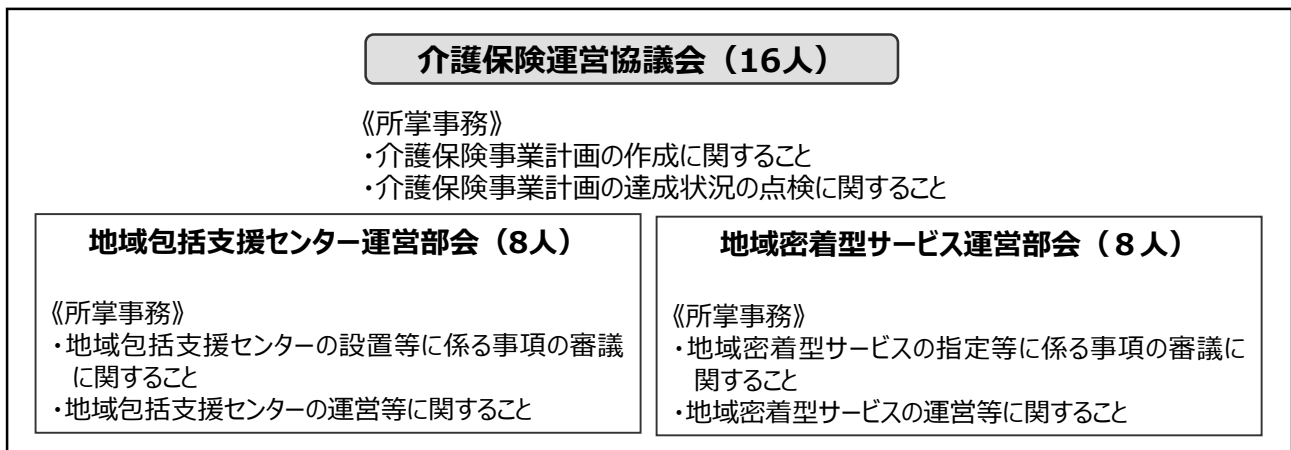
計画策定に当たっては、地域の実情に即した介護保険事業等を効果的に推進していくため、令和5年5月に「三条市高齢者実態調査」を実施し、65歳以上の要支援・要介護の認定を受けていない方及び要支援1・2の方を対象に介護予防や日常生活、高齢者のニーズに関する内容について、また、在宅で要支援・要介護の認定を受けている方とその介護者を対象に介護実態について把握し、その結果を計画に反映させました。

また、令和6年2月に本計画案についてのパブリックコメント(*1)を実施し、広く市民の意見を反映しました。

(3) 計画の検証及び見直し

本計画に定める各年度の達成状況の点検及び評価について、三条市介護保険運営協議会において毎年度検証を行います。また、施策等の進捗を踏まえながら、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うものとします。

【介護保険運営協議会】



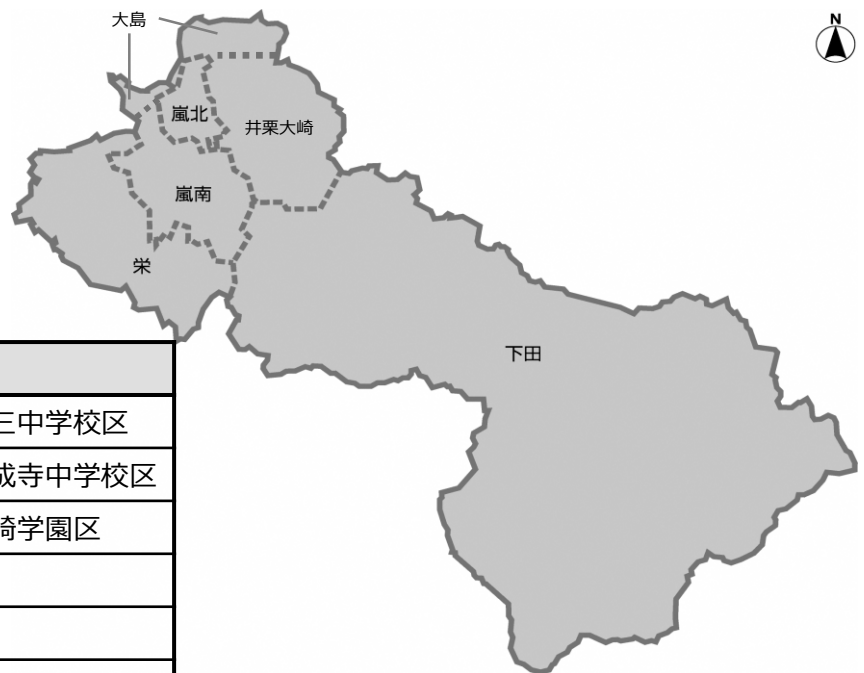
※地域包括支援センター運営部会は介護保険法施行規則第140条の66第2項、地域密着型サービス運営部会は介護保険法第42条の2第5項等を根拠として設置しています。

*1 市の基本的な施策などの策定過程において、市民誰もが閲覧できるよう施策の案を公表し、その案に対する市民の意見を反映させる機会のこと

5 日常生活圏域の設定

日常生活圏域(*2)については、第7期計画（平成30年度）から6圏域を設定しています。地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たり、地域包括支援センターを中心に民生委員・児童委員や自治会といった地域の関係者との連携をより強固にしていく必要があることから、引き続き「6圏域」を日常生活圏域として設定しました。

【日常生活圏域の設定】



日常生活圏域	
嵐北圏域	第二中学校区、第三中学校区
嵐南圏域	第一中学校区、本成寺中学校区
井栗大崎圏域	第四中学校区、大崎学園区
大島圏域	大島中学校区
栄圏域	栄中学校区
下田圏域	下田中学校区

※日常生活圏域は、中学校区域を基本としています。

圏域	総人口	65歳～74歳	75歳～	高齢者人口	高齢化率
		人口	人口		
嵐北	21,684人	3,082人	4,038人	7,120人	32.8%
嵐南	27,328人	4,041人	4,957人	8,998人	32.9%
井栗大崎	21,643人	3,528人	3,750人	7,278人	33.6%
大島	4,157人	492人	558人	1,050人	25.3%
栄	10,124人	1,758人	1,733人	3,491人	34.5%
下田	8,081人	1,589人	1,634人	3,223人	39.9%

※住民基本台帳 令和5年3月31日現在

*2 住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案した圏域